

## 「愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則」の一部改正の概要について

### 1 改正の内容

環境基本法に基づく「土壌の汚染に係る環境基準」及び「地下水の汚濁に係る環境基準」の一部の項目について、基準値及び測定方法が変更されたことに伴い、標記条例規則を一部改正し、土砂基準及び水質基準を同様に変更するものです。

#### 1. 「土砂基準」を定めた別表第1の基準値及び測定方法を下表のとおり変更

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液1リットルにつき 0.003ミリグラム以下	日本産業規格（以下「規格」という。）K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき 0.01ミリグラム以下	（修正なし）

#### 2. 「水質基準」を定めた別表第2の基準値及び測定方法を下表のとおり変更

項目	基準値	測定方法
カドミウム	1リットルにつき 0.003ミリグラム以下	規格K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法
トリクロロエチレン	1リットルにつき0.01 ミリグラム以下	（修正なし）

### 2 改正の適用

改正後の新基準は、愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則（令和3年愛媛県規則第3号）が令和3年2月26日に公布され、施行日である令和3年4月1日から適用されます。

別表第1 (第3条、第4条の3関係) 【土砂基準・改正後】

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液1ℓにつき0.003mg以下	日本産業規格(以下「規格」という。)K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格K0102の38に定める方法(規格K0102の38.1.1及び38の備考11に定める方法を除く。)又は水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年12月環境庁告示第59号。以下「環境基準告示」という。)付表1に掲げる方法
りん 有機燐	検液中に検出されないこと。	排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号)第2条の規定に基づく環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法を定める等の件(昭和49年9月環境庁告示第64号。以下「排水基準告示」という。)付表1に掲げる方法又は規格K0102の31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあっては、排水基準告示付表2に掲げる方法)
鉛	検液1ℓにつき0.01mg以下	規格K0102の54に定める方法
六価クロム	検液1ℓにつき0.05mg以下	規格K0102の65.2(規格K0102の65.2.7を除く。)に定める方法(ただし、規格K0102の65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。)
び 砒素	検液1ℓにつき0.01mg以下、かつ、土砂等の埋立て等に供する場所の土地の利用目的が農用地(田に限る。)である場合においては、土砂等1キログラムにつき15mg未満	検液中濃度に係るものにあつては、規格K0102の61に定める方法、農用地に係るものにあつては、農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令(昭和50年総理府令第31号)に定める方法
総水銀	検液1ℓにつき0.0005mg以下	環境基準告示付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	環境基準告示付表3及び排水基準告示付表3に掲げる方法
PCB	検液中に検出されないこと。	環境基準告示付表4に掲げる方法
銅	土砂等の埋立て等に供する場所の土地の利用目的が農用地(田に限る。)である場合において、土砂等1キログラムにつき125mg未満	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令(昭和47年総理府令第66号)に定める方法
ジクロロメタン	検液1ℓにつき0.02mg以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液1ℓにつき0.002mg以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液1ℓにつき0.002mg以下	地下水の水質汚濁に係る環境基準について(平成9年3月環境庁告示第10号。以下「地下水環境基準告示」という。)付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	検液1ℓにつき0.004mg以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	検液1ℓにつき0.1mg以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	検液1ℓにつき0.04mg以下	シス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	検液1ℓにつき1mg以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	検液1ℓにつき0.006mg以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液1ℓにつき0.01mg以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液1ℓにつき0.01mg以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	検液1ℓにつき0.002mg以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法

チウラム	検液 1 ℓにつき 0.006mg 以下	環境基準告示付表 5 に掲げる方法
シマジン	検液 1 ℓにつき 0.003mg 以下	環境基準告示付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	検液 1 ℓにつき 0.02mg 以下	環境基準告示付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	検液 1 ℓにつき 0.01mg 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	検液 1 ℓにつき 0.01mg 以下	規格 K0102 の 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法
ふっ素	検液 1 ℓにつき 0.8mg 以下	規格 K0102 の 34.1 (規格 K0102 の 34 の備考 1 を除く。)若しくは 34.4 (妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合には、蒸留試薬溶液として、水約 200 ミリリットルに硫酸 10 ミリリットル、りん酸 60 ミリリットル及び塩化ナトリウム 10 グラムを溶かした溶液とグリセリン 250 ミリリットルを混合し、水を加えて 1,000 ミリリットルとしたものを用い、規格 K0170—6 の 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は規格 K0102 の 34.1.1c) (注 <sup>2)</sup> 第 3 文及び規格 K0102 の 34 の備考 1 を除く。)に定める方法 (懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。)及び環境基準告示付表 7 に掲げる方法
ほう素	検液 1 ℓにつき 1 mg 以下	規格 K0102 の 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法
1,4-ジオキサン	検液 1 ℓにつき 0.05mg 以下	環境基準告示付表 8 に掲げる方法

備考

- 1 基準値のうち検液中濃度に係るものにあつては、土壤の汚染に係る環境基準について(平成 3 年 8 月環境庁告示第 46 号)付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。この場合において、同表中「土壤」とあるのは、「土砂等」と読み替えるものとする。
- 2 この表の項目の欄中「有機<sup>リン</sup>」とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。
- 3 この表の基準値の欄中「検液中に検出されないこと」とは、同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 4 この表の 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法により測定されたトランス体の濃度の和とする。

別表第2（第4条、第4条の2関係）【水質基準・改正後】

項 目	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム	1ℓにつき0.003mg以下	規格K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格K0102の38.1.2（規格K0102の38の備考11を除く。以下同じ。）及び38.2に定める方法、規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法、規格K0102の38.1.2及び38.5に定める方法又は環境基準告示付表1に掲げる方法
りん 有機磷	検出されないこと。	排水基準告示付表1に掲げる方法
鉛	1ℓにつき0.01mg以下	規格K0102の54に定める方法
六価クロム	1ℓにつき0.05mg以下	規格K0102の65.2（規格K0102の65.2.7を除く。）に定める方法（ただし、規格K0102の65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合には、規格K0170—7の7のa）又はb）に定める操作を行うものとする。）
ひ 砒素	1ℓにつき0.01mg以下	規格K0102の61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	1ℓにつき0.0005mg以下	環境基準告示付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	環境基準告示付表3に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	環境基準告示付表4に掲げる方法
銅	土砂等の埋立て等に供する場所の土地の利用目的が農用地（田に限る。）である場合において、1ℓにつき1mg以下	規格K0102の52に定める方法
ジクロロメタン	1ℓにつき0.02mg以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	1ℓにつき0.002mg以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン （別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	1ℓにつき0.002mg以下	地下水環境基準告示付表に掲げる方法
1, 2-ジクロロエタン	1ℓにつき0.004mg以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1, 1-ジクロロエチレン	1ℓにつき0.1mg以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1, 2-ジクロロエチレン	1ℓにつき0.04mg以下	シス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1, 1, 1-トリクロロエタン	1ℓにつき1mg以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1, 1, 2-トリクロロエタン	1ℓにつき0.006mg以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	1ℓにつき0.01mg以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	1ℓにつき0.01mg以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1, 3-ジクロロプロペン	1ℓにつき0.002mg以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	1ℓにつき0.006mg以下	環境基準告示付表5に掲げる方法
シマジン	1ℓにつき0.003mg以下	環境基準告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	1ℓにつき0.02mg以下	環境基準告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	1ℓにつき0.01mg以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	1ℓにつき0.01mg以下	規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法

ふっ素	1ℓにつき0.8mg以下	規格K0102の34.1（規格K0102の34の備考1を除く。）若しくは34.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約200ミリリットルに硫酸10ミリリットル、りん酸60ミリリットル及び塩化ナトリウム10グラムを溶かした溶液とグリセリン250ミリリットルを混合し、水を加えて1,000ミリリットルとしたものを用い、規格K0170—6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は規格K0102の34.1.1c）（注 <sup>2</sup> ）第3文及び規格K0102の34の備考1を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、これを省略することができる。）及び環境基準告示付表7に掲げる方法
ほう素	1ℓにつき1mg以下	規格K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	1ℓにつき0.05mg以下	環境基準告示付表8に掲げる方法

備考

- この表の項目の欄中「有機<sup>りん</sup>」とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。
- この表の基準値の欄中「検出されないこと」とは、同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- この表の1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法により測定されたトランス体の濃度の和とする。